

○福津市郷づくりの推進に関する規則

平成26年3月26日

規則第11号

改正 平成28年11月15日規則第56号

平成29年1月19日規則第2号

平成30年3月6日規則第6号

平成31年4月1日規則第28号

令和元年5月20日規則第29号

令和2年12月18日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、福津市みんなですすめるまちづくり基本条例(平成20年福津市条例第27号。以下「条例」という。)の基本理念に基づき、地域づくり活動に関し必要な事項を定めるとともに、地域の実状や課題に応じた住みよい地域づくりを推進し、もって、市民、事業者等及び市が共働で地域自治の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 本市の区域内を地理的に分割した区域をいう。
- (2) 自治会 原則として行政区において1団体ずつ地縁により形成された住民自治組織で、市が認めたものをいう。
- (3) 郷づくり地域 原則小学校区を単位に、複数の行政区で構成される区域をいう。
- (4) 各種団体 対象とする分野ごとに市や関係機関と連携して、地域活動に取り組む団体をいう。
- (5) 郷づくり推進協議会 自治会、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、条例第11条第2項の郷づくり推進協議会をいう。

(行政区及び郷づくり地域の設置)

第3条 本市に別表第1の行政区を設置する。

2 本市に別表第1の郷づくり地域を設置し、その区域は同表の行政区の欄に定めるとおりとする。

(自治会)

第4条 自治会は、別表第2のとおりとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、相互扶助の精神をもって自治会及び郷づくり推進協議会が実施する地域づくり活動に積極的に参加、参画するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第6条 自治会は、郷づくり推進協議会を構成する団体として、互いの主体性を尊重

しながら地域づくりに関する情報の共有を図り、連携して郷づくり地域の地域づくり活動を推進するよう努めるものとする。

(各種団体の役割)

第7条 各種団体は、地域自治の一環を担う組織として、郷づくりの推進に協力し、郷づくり推進協議会と地域課題を共有し、活動の連携を図るよう努めるものとする。

(郷づくり推進協議会の役割)

第8条 郷づくり推進協議会は、郷づくり地域内の市民、自治会、各種団体等の意見、要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、身近な生活課題の解決を行い、住みよい魅力ある地域づくりの推進に努めるものとする。

2 郷づくり推進協議会は、当該協議会の運営及びその保有する地域づくりに関する情報を広く地域内の市民に公開するよう努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、郷づくり推進協議会の活動を尊重し、地域づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への支援を積極的に行うものとする。

2 市は、地域づくりに関する施策について、郷づくり推進協議会との共働のまちづくりの相乗効果が生み出されるよう配慮するものとする。

(郷づくり推進協議会の組織等)

第10条 郷づくり推進協議会は、地域づくり活動に取り組む実行主体として、次に掲げる事項を、当該協議会の会則で定めるものとする。

(1) 郷づくり推進協議会の最高議決機関としての総会の設置

(2) 会長その他役員を選出方法及びその役割

(3) その他、基本的事項

2 郷づくり推進協議会は、郷づくり推進協議会組織届出(別記様式)に代表者、専任事務局職員等の必要事項を記入し、会則及び役員名簿を添えて、毎年4月に市長に提出するものとする。

3 郷づくり推進協議会は、前項の届出事項又は会則及び役員に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出るものとする。

(郷づくり推進事業)

第11条 郷づくり推進協議会は、次に掲げる郷づくり推進事業に取り組むものとする。

(1) 基礎事業(全地域共通の取組)

① 自治活動推進事業

② 防犯灯管理事業

③ 協議会運営事業

(2) 自主事業(地域の実情に応じた取組)

① 高齢社会対応事業

② 自主防災力向上事業

- ③ 青少年育成事業
- ④ 環境、防犯、交流事業
- ⑤ 広報紙配布業務

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月15日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年1月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月6日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第28号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月20日規則第29号)

この規則は、令和元年5月20日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

郷づくり地域	行政区
勝浦	奴山区、桂区、西東区、勝浦浜区、勝浦松原区、塩浜区
津屋崎	在自区、須多田区、大石区、生家区、梅津区、末広区、渡区、東町1区、東町2区、天神町区、新成区、岡の2区、岡の3区、新町区、北の1区、北の2区、五反田区、新東区、堅川区
宮司	善福区、的岡区、宮司1区、宮司2区、宮司3区、宮司西区、宮司ヶ丘区、星ヶ丘区
福間	南町区、緑町区、本町区、福間松原区、昭和区、西福間1区、西福間5区、古町区、大和1区、大和2区、花見1区、花見2区、花見3区、花見4区
福間南	四角区、両谷区、原町1区、原町2区、原町3区、有弥の里1区、有弥の里2区、光陽台1区、光陽台2区、光陽台3区、光陽台南区、日蒔野1区、日蒔野2区、日蒔野3区、日蒔野4区、日蒔野5区、日蒔野6区
神興	手光区、冠区、小竹区、東福間1区、東福間2区、東福間3区、東福間4区、東福間5区、東福間6区、東福間7区、東福間8区、東福間9区、東福間10区、東福間11区、東福間12区、高平区、光陽台4区、光陽台5区、光陽台6区

神興東	通り堂区、津丸区、久末区、八並区、桜川区、若木台1区、若木台2区、若木台3区、若木台4区、若木台5区、若木台6区、あけぼの区、三角区
上西郷	畦町区、本木区、舎利蔵区、内殿区、上西郷区

別表第2(第4条関係)

自治会
奴山区、桂区、西東区、勝浦浜区、勝浦松原区、塩浜区、在自区、須多田区、大石区、生家区、梅津区、末広区、渡区、東町1区、東町2区、天神町区、新成区、岡の2区、岡の3区、新町区、北の1区、北の2区、五反田区、新東区、堅川区、善福区、的岡区、宮司1区、宮司2区、宮司3区、宮司西区、宮司ヶ丘区、星ヶ丘区、南町区、緑町区、本町区、福間松原区、昭和区、西福間1区、西福間5区、古町区、大和1区、大和2区、花見1区、花見2区、四角区、両谷区、原町1区、原町2区、原町3区、有弥の里1区、有弥の里2区、花見3区、花見4区、光陽台1区、光陽台2区、光陽台3区、光陽台南区、日蒔野1区、日蒔野2区、日蒔野3区、日蒔野4区、日蒔野5区、日蒔野6区、手光区、冠区、小竹区、東福間1区、東福間2区、東福間3区、東福間4区、東福間5区、東福間6区、東福間7区、東福間8区、東福間9区、東福間10区、東福間11区、高平区、光陽台4区、光陽台5区、光陽台6区、通り堂区、津丸区、久末区、八並区、桜川区、若木台1区、若木台2区、若木台3区、若木台4区、若木台5区、若木台6区、あけぼの区、三角区、畦町区、本木区、舎利蔵区、内殿区、上西郷区、上西郷自治区、カドタ地区